

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が「児童相談所の措置に関する報告」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成24年11月30日付けで行った開示をしない旨の決定は、妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人の代理人（以下「代理人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、実施機関に対し平成24年10月26日付けでこども安全課を担当課所とする「児童福祉審議会における〇〇〇〇に関する全ての記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき、平成24年11月30日付けで保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 代理人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成25年1月21日付けの異議申立書により実施機関に対し「開示しない理由に該当しない個人情報の開示、および不当な開示決定期間の延長禁止」について異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年2月15日付けで実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けるとともに、理由説明書の提出を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年3月21日付けで代理人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成26年11月28日、実施機関からの意見聴取を行った。

3 代理人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 児童養護部会について

児童養護部会は、知事の附属機関である埼玉県児童福祉審議会の部会として、埼玉県児童福祉審議会規則（平成17年埼玉県規則第96号）第6条第1項各号に掲げる事項を調査審議するために設置されている。

児童養護部会において調査審議する事項は附属機関等への県民参加の促進に関する指針3（3）ア（イ）に該当することから、その会議は同規則第10条の規定により準用する同規則第8条ただし書きの規定により非公開とされている。

(2) 本件対象保有個人情報を開示しないこととした理由について

本件対象保有個人情報は、児童相談所の措置に係る児童及びその保護者等に関する情報であり、児童養護部会に提出するに当たって、児童養護部会の会議が非公開で行われることを前提に作成したものである。

したがって、本件対象保有個人情報を開示すると、今後、児童養護部会に同種の事案の意見を聴く際に、開示を前提とした不十分な情報しか提供できなくなり、児童養護部会の審議及び答申に支障を及ぼすおそれがあることから全部不開示としたものである（条例第17条第7号該当）。

(3) 代理人の主張について

ア 代理人は、「非公開を前提に作成した資料だから公開できないという主張は、児童相談所の措置に係る児童及びその保護者等からの監視、批判に耐えられないためと言わざるを得ない。事実に基づいた資料であれば、関係者からの批判など恐れずに、正々堂々と公開できるはずである。」と主張している。しかし、条例第17条各号は、不開示とすべき情報について規定しており、事実に基づいた資料であっても公開できない場合があることは明らかである。

イ また、代理人は、「仮に実施機関が主張する弊害を否定しえないというならば、それは、本件文書の情報それぞれにつき個別に検討すべきである。」と主張している。

しかし、本件対象保有個人情報は、児童養護部会に提出する資料として一体のも

のであり、その内容について個別に開示・不開示を検討する性質のものではない。

また、本件対象保有個人情報、児童相談所の措置に係る児童及びその保護者等に関する情報であることから、条例第17条各号に該当する情報が複雑に入り組んでいる。

したがって、同条例第18条第1項に規定する「不開示情報の該当する部分を容易に区別して除くことができる」ときは当たらない。

ウ よって、本件異議申立てのうち「開示しない理由に該当しない個人情報の開示」を求める部分については、代理人の主張に理由がなく、棄却されるべきである。

エ なお、代理人は、異議申立書の「4 異議申立の趣旨」に「不当な開示決定期間の延長禁止」と記載している。

しかし、異議申立書の「2」に明示されているとおり、本件異議申立てに係る処分は、平成24年11月30日付けの保有個人情報の開示をしない旨の決定（こども第662-2号）であり、平成24年11月6日付けの保有個人情報の開示決定等期間の延長（こども第602-2号）は関連性がない。

そもそも、異議申立ての対象となる「処分」は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）における抗告訴訟の対象となる「処分」と同義であると解されるが、条例第22条第2項の規定に基づく保有個人情報の開示決定等期間の延長は、異議申立ての対象となる「処分」には当たらない。

オ したがって、本件異議申立てのうち「不当な開示決定期間の延長禁止」を求める部分については、不適法な申立てであり却下されるべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、児童相談所の措置に係る児童及びその保護者等に関する情報であり、児童相談所長が、児童に対して児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置を採るに当たり、同条第6項、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第32条第1項及び第2項の規定により児童養護部会に報告するための資料である。

なお、児童福祉法第27条第1項の措置は本来都道府県知事の権限であるが、本件

においては埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和45年埼玉県規則第2号）第3条の規定により児童相談所長に委任されている。

実施機関は、本件対象保有個人情報の一部について、条例第17条第7号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。これに対し代理人は、本件処分を取り消し、全ての情報について開示を求めていると解されるので、以下、不開示部分の条例第17条第7号該当性について、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ検討する。

（2）条例第17条第7号該当性について

ア 条例第17条第7号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

イ 本件対象保有個人情報を開示すると、今後、児童養護部会に同種の事案の意見を聴く際に、開示を前提とした不十分な情報しか提供できなくなり、児童養護部会の審議及び答申に支障を及ぼすおそれが強く、法的保護に値する蓋然性が認められる。

したがって、本件対象保有個人情報は条例第17条第7号の不開示情報に該当するため、開示すべきでない。

（4）代理人のその他の主張について

代理人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

（5）結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

磯野 弥生、長田 淳、土田 伸也

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成25年 2月15日	諮問を受ける（諮問第88号）
平成25年 2月15日	実施機関から理由説明書を受理
平成25年 3月21日	代理人から意見書を受理
平成26年11月28日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成27年 1月20日	審議
平成27年 2月27日	答申